

新車両配備について

岐阜県消防学校

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力に関する法律」を受け、消防団の装備を充実するよう「消防団の装備の基準」が改正されました。これにより総務省消防庁から岐阜県消防学校に平成27年11月に下記車両が無償貸与されましたので、今後は消防団教育等で活用してまいります。

救助資器材搭載型消防ポンプ自動車



消防団に係る無償貸付車両

事業概要

南海トラフ巨大地震等に備えるため、被害が想定される関係府県の消防学校及び市町村（消防団）に対して、救助資器材を搭載した消防ポンプ自動車を整備し、地域の防災力の向上を図る。
※ 消防ポンプ自動車をベースに、消火用資器材に加え、救助救出に必要な救助資器材を搭載

予算額 H26補正：15億円 H27当初：3.6億円



消防団の新たな装備基準

主な改正内容

○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実（トランシーバー）

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、全ての消防団員に双方向通信用機器（トランシーバー等）を配備

○消防団員の安全確保のための装備の充実（安全靴、ライフジャケット等）

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴（救助用半長靴）、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備

○救助活動用資機材の充実（チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等）

救助活動等に必要な自動体外式除細動器（AED）、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備

※ 消防団の装備の基準の改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額（標準団体（人口10万人）当たり、約1,000万円（平成25年度）から約1,600万円（平成26年度）へ増額）